

**公益財団法人神奈川県公園協会**  
**都市公園等における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン**

令和3年2月9日

## 1 ガイドラインの目的

(公財)神奈川県公園協会が管理運営を行う都市公園等で、新型コロナウイルス病原体による公園利用者や公園協会職員への感染リスクを最小限とするために配慮すべき事項を明示することを目的とする。

## 2 本ガイドラインの位置づけ

国及び神奈川県が示す最新の「基本的対処方針」及び「方針に基づく通知」、「事務連絡」等に基づいてガイドラインを定め、運用する。

なお、これらの方針等の改定に応じて逐次修正を行う等、マニュアルの適切な運用を図る。

## 3 日常利用における対策

日常利用とは散策や休憩など、事前予約が必要なグラウンドや会議室等の公園施設を利用する場合やイベントに参加する場合を除いた利用のこととする。日常利用に当たっては、いわゆる「三つの密※」回避の取組を行い、感染防止対策を徹底することで健康的なライフスタイルを支える利用を提供する。

※「三つの密」：これまで集団感染が確認された場に共通する「①換気の悪い密閉空間（密閉）、②人が密集している（密集）、③近距離での会話や発声が行われる（密接）」という3つの条件。

### ①利用者に協力を促す事項

- ・体調が悪い時には利用を控える、時間・場所を選びゆずりあう、人と人とのあいだを空ける（最低1 m）、こまめに手洗いをする、咳エチケットの実施等の感染予防対策の徹底を促す。
- ・遊具利用者に対し、距離を空ける、密集を避ける、手洗い・消毒、咳エチケットなど、感染予防対策の徹底を促すとともに、手洗い場までの距離等を明記した掲示を行う。
- ・接触確認アプリ（LINE コロナお知らせシステムなど）の導入呼びかけを促す。

### ②職員の対応

- ・遊具、ベンチ、手すり等、利用者が手を触れる部分については、日常管理において特に注意し清掃する。
- ・パークセンターの受付等の窓口において透明シートやアクリル板等を設置し飛沫感染防止を行う。
- ・特に繁忙期などは園内が密となる時間帯をホームページ等で事前に周知するとともに、密を回避した利用をするように園内放送等で随時呼びかけを行う。
- ・利用者の密集を避けるために、遊具など公園の施設や区域の一部の利用を制限する場合は、所管土木事務所等と事前に調整し、土木事務所等の指示に基づいて対応する。
- ・「感染防止対策取組書」を掲示する。
- ・併せて、「7 職員の感染予防対策」を実施する。

#### 4 公園施設の利用における対策

公園施設とは、事前予約を必要とするグラウンドや会議室等に加えプールのこととする。本項では、公園施設に共通的な対策を明示し、公園の施設ごとに詳細な対策事項をまとめ対策を行う。

- ・施設の入り口には、手指消毒剤を設置する。
- ・受付窓口には、アクリル板、透明ビニールカーテン等で遮蔽する。
- ・車椅子等の貸出用具は利用ごとに消毒する。
- ・利用者が距離を置いて並べるように目印の設置等を行う。
- ・利用者には発熱や風邪の症状等の体調の聞き取り、連絡先の把握を行う。
- ・施設利用終了後2週間以内に感染を発症した場合においては、速やかに公園管理事務所へ報告することをチェックリストに記載する等、利用者へ周知する。
- ・施設の規模に応じて、利用人数の制限を設ける。
- ・施設の閉鎖等の利用制限については、県都市公園課又は所管土木事務所の指示に基づいて対応する。

#### 5 イベント実施における対策

本項では、公園で実施するイベント等において共通的な対策を明示し、公園ごとにイベントの内容に合わせた対策事項をまとめ対策を行う。

- ・イベント参加者への検温の実施、風邪等の症状の確認を行う。
- ・接触確認アプリのインストール呼びかけを行う。
- ・参加者の連絡先を把握する。連絡先等は、感染防止のため保健所等が行う調査がある場合には情報提供する可能性があることを承知いただく。
- ・マスク着用、こまめな消毒や手洗い等と呼び掛ける。ただし、マスク着用は熱中症等の対策が必要な場合は除く。
- ・三密を避ける対策の実施と参加者への協力呼びかけ。例えば、受付場所や待機場所での密を避ける立ち位置の標示等。
- ・主催者はイベント実施前後には、感染リスクのある行動を回避するため、業務上必要性のない外出等は避ける。
- ・イベントの実施に当たっては、コロナウイルス感染症対策について、所管土木事務所と事前調整を行う。なお、全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者数が1,000人を超えるイベントを行う際には、「県コールセンター」に事前相談する。
- ・イベント参加者人数については、国または県からの指示や感染拡大の状況に応じて制限をもうける

#### 6 茶室、バーベキュー場、売店等の対応

茶室及びバーベキュー場の運営にあたっては、別途当協会の定める「茶室事業ガイドライン」「バーベキュー場業務ガイドライン」により対策を講ずることとする。

公園内の委託売店の運営にあたっては、各委託事業者「外食業の事業継続のためのガイドライン」等の関係ガイドラインの徹底を指示する。

#### 7 職員の感染予防対策

### ①体制

- ・所属に感染症予防の責任者及び担当者を任命する。(安全衛生推進者・衛生推進者)
- ・協会の取組やルールについて、職員全員に周知する。
- ・職員の感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

### ②対策

- ・感染防止のための3つの基本 ①身体的距離の確保(人との間隔最低1m)、②マスクの着用、③手洗いを徹底して実施する。
- ・執務室等のこまめな換気を実施する。(1時間に2回程度窓を開ける。)
- ・物品・機器等(電話・パソコン・デスク等)については、複数人での共用をできる限り回避する。どうしても共用する場合には使用前後での手洗いや手指消毒を徹底する。
- ・職場で職員が触れることがある物品、機器、工具等については、こまめに消毒を実施する。

### ③健康状態の確認

- ・出勤前に体温を確認するよう全職員に周知徹底する。
- ・出勤時(朝礼時)等に、全職員の日々の体調(発熱やだるさを含む風邪症状の有無、味覚や臭覚の異常の有無等)を確認する。
- ・37.5℃以上の熱があるときは、医療機関、保健所等の受診を施すとともに、診断結果については、報告を受け記録する。
- ・体調不良(息苦しさ(呼吸困難)・強いだるさや、咳・咽頭痛など)の症状があれば、年休を取得し自宅療養するように促す。

### ④働き方の取組

- ・1日の出勤者数は、施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、ジョブローテーションの工夫を継続的に行う。
- ・ユニフォーム等は、こまめに洗濯する。
- ・長時間労働を避ける等、疲労が蓄積しないように配慮する。
- ・電車やバス等の他人との密着を防ぐため「時差出勤」や「テレワーク」を取り入れる。
- ・対面での会議やミーティング等を行う場合は、マスクの着用を原則とし、人と人の間隔は2m(最低でも1m)空け、可能な限り真正面は避けるようにする。どうしても1m以内で会話する必要がある場合は、15分以内に留めるようにする。

### ⑤休憩スペース等の利用

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話を控えるようにする。
- ・休憩スペースは常時換気するよう努める。
- ・休憩スペースの共有する物品(テーブル・イス等)は、定期的に消毒する。

## 8 公園利用者の感染が判明した際の対応

- ・「感染防止対策取組書」に記載した取組みの再確認と徹底を行う。
- ・更衣室など感染した利用者が接触した可能性がある場所の消毒等を行う。
- ・公園利用者から新型コロナウイルス感染症に感染した旨の報告が公園にあった場合には、本部公園課、所管の各土木事務所等及び都市公園課整備運営グループの3者へ速やかに報告する。